

## 第 2 節 母子保健関連事業

### 1. 母子保健対策事業

#### (1) 未熟児訪問事業

母子保健法では、出生体重が2500g未満の乳児を低体重児としており、未熟児は生理的に未熟であり、疾病にもかかりやすいことから、同法第19条により訪問指導を行い、必要な処置を行った。

		管内計	桑名市	多度町	長島町	木曾岬町	北勢町	員弁町	大安町	東員町	藤原町
平成10年度	総数	164	89	4	9	4	9	7	17	17	8
	要訪問児 (A)	50	26	2	3	0	3	2	6	6	2
	(A) %	30.5	29.2	50.0	33.3	0.0	33.3	28.6	35.3	35.3	25.0
	訪問実施件数(B)	32	19	1	2	0	0	0	5	3	2
	(B) %	19.5	21.3	25.0	22.2	0.0	0.0	0.0	29.4	17.6	25.0
平成11年度	総数	176	101	8	10	3	12	6	7	26	4
	要訪問児 (A)	52	30	3	2	0	3	4	2	8	0
	(A) %	29.5	29.7	37.5	20.0	0.0	25.0	66.7	28.6	30.8	0.0
	訪問実施件数(B)	85	55	5	2	1	7	5	1	10	2
	(B) %	48.3	54.5	62.5	20.0	33.3	58.3	83.3	14.3	38.5	50.0
平成12年度	総数	166	99	7	5	7	6	4	15	18	5
	要訪問児 (A)	46	31	1	1	3	0	1	4	3	2
	(A) %	27.7	31.3	14.3	20.0	42.9	0.0	25.0	26.7	16.7	40.0
	訪問実施件数(B)	56	43	0	2	2	0	1	2	4	2
	(B) %	33.7	43.4	0.0	40.0	28.6	0.0	25.0	13.3	22.2	40.0
平成13年度	総数	189	115	7	12	3	11	9	14	13	5
	要訪問児 (A)	46	30	3	1	1	5	1	0	4	1
	(A) %	24.3	26.0	42.8	8.3	33.3	45.4	11.1	0.0	30.7	20.0
	訪問実施件数(B)	90	63	0	1	1	5	3	8	5	4
	(B) %	47.6	54.7	0.0	8.3	33.3	45.4	33.3	57.1	38.4	80.0

注：要訪問児 出生時体重が2000g以下の児  
 ( ) について A・Bは総数に対する比率

## (2) 虐待予防ケア事業

### ①事業の目的

ハイリスク児及び養育問題を持つ保護者とその児に対して、必要とする支援内容を明確化させ、状況に応じた適切な助言・指導を行い、養育問題の負担軽減を図る。また関係機関との調整を図ることにより、地域で安心して生活できるよう支援する。

### ②実施内容

#### (ア) 面接相談

小児慢性特定疾患医療費給付申請の新規申請及び内分泌疾患の継続申請時、保健師による面接を行い、保健師活動のPRを行うとともに家族の抱える問題点の把握を行ったが、指導・助言等の支援のニーズはなかった。

相談は長期療養児・手術が必要な児の保護者からが多く、特に小児慢性特定疾患・育成医療等の医療費の補助に関する内容のものが多かった。

#### (イ) 家庭訪問

小児慢性特定疾患医療給付申請時の面接件数は少なく、面接時の状況としては直接育児にかかわっている人が申請に来ない場合があったり、主治医との関係がよく、疾患・療養生活等の説明を受けている等の理由で訪問の希望がなかった。また、家庭訪問等の援助についての案内リーフレットを配布したが、後日連絡もなかった。

長期療養児については、医療機関等の関係機関から連絡のあったケースについて、市町保健師と協力しながら保護者の育児不安の軽減の為に家庭訪問を行った。

未熟児については、対象者全員に手紙・電話にて訪問希望の確認を行い、訪問希望者に対して市町保健師と連携しながら家庭訪問を行った。また、医療機関からの退院連絡票があった場合、養育医療受給者については全数訪問を実施した。

#### (ウ) 研修会

管内市町保健師を対象として、児童相談所と市町村保健師との連携についての研修会を実施した。意見交換により、虐待対応時に連携がとりやすくなる様、お互いの立場の再認識ができた。

### ③考察及び課題

昨年に引き続き小児慢性特定疾患医療給付申請時の保健師による相談・面接を実施した。しかし稼働量や面接場所の問題などの課題への取り組みが不十分で、課題を残したままとなってしまった。今後は面接場面においてプライバシーが保護できるようにつとめ、余裕をもってできるような配慮をしていきたい。

虐待予防の視点からいえば、長期療養児・未熟児等については全数訪問したいが、できないのが現状であり、関係機関との連携をすすめながら支援できるような態勢が必要である。

桑名保健福祉部管内は転入してきた家族が多く、身近に育児の相談相手がない保護者からの電話相談、訪問希望には今後も対応することが必要と思われる。

また、虐待予防活動では母子保健事業をベースに市町保健師と協力していく必要があり、今後も関係職種への研修等が必要と思われる。

## (3) 地域改善地区妊婦・乳児健康診査事業

### ①目的

地域改善地区に居住する妊婦に対する「妊婦一般健康診査」、及び乳児に対する「乳児一般健康診査」について医療機関に委託して実施し、もって妊婦及び乳児の健康管理の向上を図ることを目的とする。

(平成13年度)

	受診件数	異常なし	要指導	要精検	要治療	不明
妊婦	9	9	—	—	—	—
乳児	13	13	—	—	—	—

## 2. 母子医療対策事業

### (1) 育成医療

身体障害児にとっては、早期発見・早期治療はきわめて重要である。このため、児童福祉法第20条により、18歳未満の児童で、このまま放置すれば将来日常生活にかなりの支障を残すと見られる障害を有しているが、手術をすることで確実な治療効果の期待できるものに対し、医療給付を行っている。

	総計	肢体不自由	視覚障害	聴覚・平衡	機能障害	音声言語	機能障害	先天性心臓	障害	腎臓障害	その他の内
平成10年度	87	9	6	5	36	11	2	18			
平成11年度	110	19	8	6	32	18	1	26			
平成12年度	120	19	20	5	31	17	1	27			
平成13年度	102	14	15	4	30	14	1	24			
平成13年度内訳	桑名市	53	7	8	—	14	10	—	14		
	多度町	5	1	1	1	1	—	—	1		
	長島町	2	1	—	—	1	—	—	—		
	木曾岬町	5	—	1	—	2	—	—	2		
	北勢町	6	1	1	1	2	—	—	1		
	員弁町	5	1	2	—	1	—	—	1		
	大安町	9	1	2	—	1	3	—	2		
	東員町	11	—	—	1	6	1	1	2		
	藤原町	6	2	—	1	2	—	—	1		

### (2) 養育医療

母子保健法第20条により、身体の発育が未熟のまま出生し、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていないため、入院養育が必要と認められる1歳未満の乳児に対し、医療給付を行っている。

	総計	桑名市	多度町	長島町	木曾岬町	北勢町	員弁町	大安町	東員町	藤原町
平成10年度	34	18	1	6	0	1	1	4	3	0
平成11年度	50	25	3	5	1	4	4	1	7	0
平成12年度	48	32	1	1	3	0	2	5	2	2
平成13年度	54	35	2	2	2	6	3	0	4	0

(3) 小児慢性特定疾患治療研究事業

小児慢性疾患のうち特定疾患については、治療が長期にわたるため、医療費の負担が高額となる。

これを放置することは、児童の健全な育成を阻害することとなるため、小児慢性特定疾患の治療研究事業を行い、もってその研究を推進し、その医療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担軽減を図る。

市 町 別		総	桑	多	長	木	北	員	大	東	藤
疾 患 別		計	名	度	島	曾	勢	弁	安	員	原
			市	町	町	岬	町	町	町	町	町
平成10年度		193	95	15	12	10	6	13	12	25	5
平成11年度		166	83	11	14	8	6	8	10	20	6
平成12年度		174	92	8	15	8	8	7	10	18	8
平成13年度		159	83	5	13	7	7	7	10	18	9
13 年 度 内 訳	悪性新生物	45	19	1	3	1	2	3	5	8	3
	慢性腎疾患	11	4	1	2	—	2	1	—	1	—
	ぜんそく	3	1	—	1	—	—	1	—	—	—
	慢性心疾患	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—
	内分泌疾患	67	36	3	4	5	3	1	3	6	6
	膠原病	6	5	—	—	—	—	—	1	—	—
	糖尿病	5	2	—	—	—	—	1	—	2	—
	先天性代謝異常	11	8	—	1	—	—	—	1	1	—
	血友病等血液疾患	8	5	—	2	1	—	—	—	—	—
神経・筋疾患	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 母子及び寡婦福祉法

(1) 母子寡婦福祉資金貸付決定状況

資 金 名	郡 部 計		桑 名 市 計		計		
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	
母 子 福 祉 資 金	H12年度	7	3,874	12	15,761	19	19,635
	事業開始	—					
	事業継続	—					
	住 宅	—					
	修 学	4	6,024			4	6,024
	就学支度	4	910	2	455	6	1,365
	そ の 他	1	450	3	2,850	4	3,300
	計	9	7,384	5	3,305	14	10,689
寡 婦 福 祉 資 金	H12年度	0	0	0	0	0	0
	事業開始	—					
	事業継続	—					
	住 宅	1	1,500			1	1,500
	修 学	—					
	結 婚	1	300	1	300	2	600
	そ の 他	—					
	計	2	1,800	1	300	3	2,100